

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続きで加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



組織全体を把握する!!

ほうじん北沢インタビュー
北沢法人会 委員会めぐり No.6

広報委員会

新企画
第6弾!!
最終回

令和7年 北沢法人会
第7回 税金クイズ大会 新年賀詞交換会
会員勸奨表彰式 第46回
せたがや梅まつり 税金クイズ



投稿コーナー
「私のイチオシ」
投稿募集中!!

公益社団法人北沢法人会 今後の予定

■3月12日(水) 19:00~(20:00) 下北沢支部「公開税務研修会」
／北沢タウンホール 4F活動フロア
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください

■3月14日(金) 13:00~16:00 税理士相談／北沢法人会館
税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談ののつてくれます!

※お申し込み詳細は北沢法人会へお気軽にお問い合わせください。

■3月18日(火) 18:00~20:00 南鳥山・粕谷支部「公開税務研修会」
／鳥山区民会館3F集会室
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください

■3月25日(火)、26日(水) 9:00~12:00 CSKクリニック健康診断
／昭和信金本店 年に1度は健康診断を受けましょう

■4月11日(金) 13:00~16:00 税理士相談／北沢法人会館
税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談ののつてくれます!※お申し込み詳細は北沢法人会へお気軽にお問い合わせください。

■4月17日(木) 13:30~16:00 決算法人説明会／北沢法人会館
決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!

4月26日(土) 9:00~17:00 青年部会「ふくふくスタンプラリー」
／うめとびあ 近くにお住まいの方はお子様も連れてぜひ遊びに来てください!

■緑色の予定は参加者募集中です!下記までお申込を!!

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。

Tel. 03-5450-7121

Fax. 03-5450-7122

mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp



HP

Mail



事務局からのお知らせ

平素は法人会の事業に対して、深いご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。
4月は会費納入月です。よろしくお願ひ申し上げます。

①「口座からの自動引落し」→ 4月15日

②「請求書による振り込み」→ 4月中旬に請求書がお手元に届きます。お手続きのほどよろしくお願ひ申し上げます。

※現在、昨今の物価高騰および郵便料金の値上げにより、②「請求書による振り込み」の場合は、①「口座からの自動引落し」への変更をお願いしております。あわせて「請求回数」につきましても、「2回→1回」への変更もお願いしております。ご変更いただける場合は、同封の「変更届」にご記入いただき、FAXもしくはメールにて事務局宛にお送りください。

ほうじん北沢

2025年 2・3月号 No.378
公益社団法人 北沢法人会 広報誌 第378号 令和7年3月1日発行

CONTENTS

今後の予定／コンテンツ 1
令和7年 北沢税務署への新年挨拶 / 公益財団法人 全国法人会総連合 主催「令和7年税制セミナー」..... 2
令和7年度 税制改正大綱 3-4
北沢税務協力団体主催「新年賀詞交歓会・懇談会」..... 5
全法連・東法連 新年賀詞交歓会 / 世田谷都税事務所からのお知らせ 6
令和7年 北沢法人会 新年賀詞交歓会 第7回税金クイズ大会 会員勲褒表彰式 7-8
令和6年度、新入会員紹介 9
特別企画 ほうじん北沢インタビュー 北沢法人会 委員会めぐり No.6 広報委員会 10~12
第46回せたがや梅まつり 税金クイズ 13-14
北沢税務署からのお知らせ 15~17
連載 No.29ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介 18
連載 経理の知識 税理士 川辺洋二 19
連載 大切です!就業規則 第82回 社会保険労務士 斉藤信之 20
令和6年度青年部会全体連絡会議 21
税に関する絵はがきコンクール 公益社団法人北沢法人会「最優秀賞」受賞作品 22
会員紹介 (株)ヤマザキ治療院 / 投稿 投稿コーナー・投稿募集 23
支部・部会・委員会活動 明大前支部 下北沢支部 24
明大前支部・梅丘支部合同 代沢・代田支部 南鳥山・粕谷支部 桜上水支部 千歳台・船橋支部 25-26
給田・北鳥山支部 青年部会 女性部会 27-28
リレー後記/税金クイズ 税金八先生! 29



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

令和7年 北沢税務署への新年挨拶

今年も北沢法人会では1月7日(火)、正副会長、青年部会、女性部会の3組にわかれて、北沢税務署へ新年のご挨拶にお伺いしました。

冒頭、飯野会長より「法人会の税に関する提言活動」の報告がありました。飯野会長は全法連の税制委員長でもあることから、政府・政党への提言活動を行っており、今年10月に選挙があったことから、例年通りの活動ができなかったこと、103万円の壁の問題などの意見交換が行われたとの報告がありました。

青年部会では、今年度から本格始動した「小学校への租税教育活動」について、金子署長より褒めのお言葉をいただきました。中村部会長からは、1月早々、青年部会で「租税教育活動検討委員会」を開催し、今年度行われた内容をさらにブラッシュアップさせていきたいと、来年度に向けての意気込みが感じられるお話しがありました。

女性部会では、税務署に対し「税に関する絵はがきコンクール」の選考、表彰式のお礼と、2月に羽根木公園にて開催される「梅まつり 税金クイズ大会」への協力依頼がありました。金子署長から「梅まつり」のときに、「北沢法人会 社団化35周年記念寄贈植樹」をぜひ見たいとおっしゃっていました。

今年も税務署のみなさまと緊密に連携を図り、ご協力いただきながら、会員のみなさまとともに、北沢法人会の事業を充実させていきたいと思っています。(事務局)



正副会長・顧問



青年部会



女性部会

公益財団法人 全国法人会総連合 主催「令和7年税制セミナー」



飯野会長

令和7年2月5日(水)午後1時より、ハイアットリージェンシー東京にて「令和7年税制セミナー」が開催されました。冒頭、当会の会長でもあり、全法連税制委員長の飯野光彦会長から、主催者挨拶があり、その後、第一講座として「令和7年度税制改正について」、財務省大臣官房審議官よりお話しがありました。

続いて第二講座として「今後の税・社会保障のあり方について」、公益財団法人 東京財団政策研究所 研究主幹 森信茂樹氏よりお話しがありました。会場で参加できるほか、ライブ配信もありました。(事務局)

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、
税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が
引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期間が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。
①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期間が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期間が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期間が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したもののみならず、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期間が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期間が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



金子署長

北沢税務協力団体主催「新年賀詞交歓会・懇談会」

令和7年1月10日(金)18時より、北沢税務協力団体主催の「新年賀詞交歓会・懇談会」が開催されました。

第一部の賀詞交歓会は、当番幹事の北沢青色申告会の司会進行につづいて、阿部支部長(東京税理士会北沢支部)の「開会のことば」にはじまり、尾崎会長(北沢青色申告会)の「当番幹事あいさつ」、小山副会長(北沢青色申告会)によるご来賓紹介にて、署の幹部のみなさまをご紹介しました。

その後、金子署長(北沢税務署)のあいさつにつづき、飯野会長(北沢法人会)の「閉会のことば」で第一部を終了しました。

第二部の懇談会は、宍戸会長(北沢間税会)の「開会のあい

令和7年1月10日(金) 場所:オークラレストラン スカイキャロット

さつ」、岡本副署長(北沢税務署)の「乾杯」ではじまり懇談、島田会長(北沢納税貯蓄組合連合会)の「中締め」で終了いたしました。

今回は税務署幹部10名をはじめ総勢70名の皆様にご参加をいただきました。会場のスカイキャロットは、「キャロットタワー」(三軒茶屋)の26階にあり、冬の夕暮れのオレンジ色の富士を見ながら集まり、懇談会の頃には、煌めく東京の街並みを背にして、お酒やお食事も進み、新年の初顔合わせは楽しい懇親の場となりました。(副会長 坂本哲)



飯野会長

岡本副署長

税務協力5団体長

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

https://www.drilube.co.jp

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

https://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777



飯野会長、善養寺副会長

全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会

令和7年1月22日(水)、「全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会」が、帝国ホテルで開催されました。飯野会長と善養寺副会長が出席しました。

第1部新春記念講演では、BNPパリバ証券(株)グローバルマーケット統括本部 副会長 中空麻奈氏を講師に迎え「2024年の振り返りと2025年の金融・経済市場」をテーマに、講演がありました。昨日、アメリカのトランプ氏が大統領に就任したことから、日本へおよびる影響、そして金融、経済市

場は今後どのようになるか、興味深いお話しがありました。

第2部の受章祝典では、叙勲受章者、納税表彰(財務大臣・国税庁長官)受章者へ、全法連、小林会長より、賞状と記念品が手渡されました。

第3部では会場を移して「新年賀詞交歓会」が行われ、小池東京都知事など多くのご来賓の祝辞、ご挨拶などがあり、懇談の場では、全国の法人会のみなさんと交流を深めることができ、盛会のうちに終了しました。(事務局)

一都税についてのお知らせ

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請(※)は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証(車検証)の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

詳しくは、 **主税局 自動車税種別割 住所変更**

検索



主税局 HP



【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時~午後5時(土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。)



税金クイズの司会、宍戸支部長と解説を行なう立石統括官



税金クイズに答える参加者達、問題が進むごとに答えは難しくなる。

令和7年 北沢法人会 1月24日(金) 場所：梅丘パークホール
第7回 税金クイズ大会 会員勸奨表彰式 新年賀詞交換会



金子署長のご挨拶



宿谷さんと飯野会長の決戦、軍配は会長へ



1回目優勝の平塚さんと、2回目優勝の飯野会長



来賓の金子署長、福留所長、川瀬副署長、立石統括官



受表彰された方々



新入会の方々

令和7年1月24日(金)、梅丘パークホールにて、第1部「第7回税金クイズ大会」、第2部「会員勸奨表彰式」、第3部「北沢法人会 新年賀詞交換会」が開催されました。

第1部では税制委員会が主幹となり、一般の参加者も含め「第7回税金クイズ大会」が行われました。全員が参加できる計2戦を行うルールで、優勝(世田谷区内商品券1万円)を目指して、皆真剣な表情でクイズにチャレンジしていました。2回戦目では飯野会長が優勝し、みんなから「KING OF TAX!」と呼ばれる場面も。終始和やかな空気の中、みんなで楽しみ

ながら税金について勉強しました。

第2部では、昨年、会員勸奨で頑張ってくれた方たちを表彰しました。プレゼンターは飯野会長、サポーターは女性部会の坂田部会長、丸山副部会長です。10社以上勸奨が条件の貢献賞を受賞した下北沢支部(勸奨数なんと22社!)をはじめ計9つの支部、受託保険会社様、そして、個人表彰では8名の方に、表彰状と記念品が手渡されました。

第3部では、善養寺副会長の「開会のことば」から始まり、飯野会長のご挨拶、ご来賓を代表して、金子北沢税務署長、

福留都税事務所長にご挨拶をいただきました。次に、納税表彰・国税局長表彰、署長表彰、都税事務所長感謝状を受表彰された役員のみなさまへ、お祝の贈呈が行われました。

そして松林顧問の乾杯のご発声で、懇親会が始まりました。歓談の合間には、出席している今年度の新入会員を紹介し、みなさんから一言ずついただきました。支部や青年部会にしか出たことがなかった新入会員にとっては、賀詞交換会は「こんなにたくさんの会員がいるのか」と嬉しい驚きもあったと思います。懇親会を通して、新入会員、既存会員同士の交流

が支部、委員会、部会を超えて、さかに行われました。

今回も多くのみなさまにお集まりいただき、税制委員会、組織委員会、総務委員会を中心に、青年部会、女性部会、そのほかたくさんの会員のみなさまにご協力いただき、無事、盛況のうちに終えることができました。あらためまして、ここに御礼申し上げます。

今年も北沢法人会は、より一層団結し、地域社会に貢献できるよう、会員同士が力を合わせて前に進んでいければと思います。(組織副委員長 桜上水副支部長 東宏樹)



令和6年度、新入会員紹介

令和5年12月から令和6年11月までに78社のご入会がありました。そのうち掲載了承の57社の新入会員をご紹介します。
 (組織委員長 長沼洋一郎)

No	支部	事業所名	TEL	HP有無	No	支部	事業所名	TEL	HP有無
1	南鳥山・粕谷	株式会社綿菓子製作所	03-6265-8168	○	30	代沢・代田	株式会社リライブラ	090-3858-4812	○
2	経堂	株式会社ヤマキヤ	03-3410-1147	○	31	経堂	Kapono合同会社	080-3350-9030	
3	下北沢	株式会社Mee	090-9544-4202	○	32	下北沢	株式会社キュービー	080-4158-3720	
4	代沢・代田	Nobby	090-3621-7987	○	33	経堂	合同会社IxC	03-6240-9512	○
5	梅丘	小川純子	070-1537-0688		34	下北沢	株式会社ヒトカラメディア	03-6455-1940	○
6	給田・北鳥山	合同会社KILIG	080-5678-8533	○	35	経堂	株式会社トラスト・ワン・サービス	080-7287-7255	○
7	代沢・代田	渡邊大地	03-6413-0333	○	36	明大前	本と玉ねぎ。	080-5829-2050	○
8	下北沢	株式会社グロースJ	090-1115-5533		37	下北沢	清水隆 (保険のトライ)	070-4510-4477	
9	千歳台・船橋	コスモランド株式会社	03-6413-9124	○	38	明大前	一般社団法人碧空	03-6379-0415	
10	梅丘	特定非営利活動法人 さらプロジェクト	03-5944-9123	○	39	代沢・代田	株式会社ヤマザキ治療院	03-6314-3031	○
11	代沢・代田	株式会社茶梵	090-1462-3038	○	40	下北沢	株式会社ブレイン・ コミュニケーション・コンサルティング	03-3466-1861	
12	経堂	株式会社佳園	03-6323-7162	○	41	下北沢	株式会社七色	03-6451-5177	○
13	給田・北鳥山	株式会社ピーススタイル	03-5314-9770	○	42	下北沢	株式会社 ミスタッキーマクドナッテリア	03-6451-5177	○
14	南鳥山・粕谷	株式会社 オムジェイエンタープライズ	03-5384-5430		43	下北沢	現代表現家Artista YUI	090-2942-2054	○
15	桜上水	株式会社並木工業所	03-5942-1365		44	下北沢	日本郵便株式会社 世田谷北沢三郵便局	03-3467-9933	
16	南鳥山・粕谷	有限会社 モカジャバコーヒーロースター	03-5315-5228	○	45	千歳台・船橋	岩井板金有限会社	03-3482-7371	
17	給田・北鳥山	弁護士法人 東京あすなろ法律事務所	03-6909-0460	○	46	千歳台・船橋	株式会社臼井工務店	03-3425-8050	
18	明大前	株式会社ミライズ	03-5309-2552	○	47	下北沢	北野 ダリ		
19	明大前	合同会社智勇仁	090-2668-7245	○	48	代沢・代田	高橋拓海 (大樹生命保険株式会社)	080-9523-4946	
20	経堂	Pivot Works株式会社	070-9099-2422		49	下北沢	株式会社あたらしいチーム	080-1176-6200	○
21	経堂	一般社団法人 環境教育普及推進フォーラム	090-9151-8135	○	50	代沢・代田	畑宏輝 (ブルデンシャル生命保険株式会社)	03-6867-1810	
22	下北沢	一般社団法人CO-SAKU谷	090-4918-9913	○	51	代沢・代田	辰次郎	080-2414-2369	○
23	下北沢	オフィス・モリシマ	080-9195-0601	○	52	代沢・代田	合同会社CAMP	03-6681-4179	
24	経堂	PUB白黒	03-3427-6141		53	下北沢	株式会社ベルパーク	080-4347-1721	○
25	下北沢	株式会社三洋警備保障	03-3419-8480		54	下北沢	合同会社M-BRIGHT	090-8777-1115	○
26	給田・北鳥山	井川靖子 (第一生命保険株式会社)	050-8601-2004	○	55	明大前	りおり	080-5029-7361	○
27	梅丘	Bar Garrison	080-6757-0334	○	56	明大前	Mikaboshi株式会社	050-5536-5690	○
28	経堂	有限会社夙	03-3429-5088	○	57	下北沢	CoinEZ株式会社	080-3050-5300	○
29	桜上水	菅野真税理士事務所	03-6379-3396	○					

ほうじん北沢
インタビュー

北沢法人会
委員会めぐり
第6回

広報委員会

・2025 1/30
・18:00
・北沢法人会館
・広報委員
・ディスカッション



- 総務委員会
- 組織委員会
- 税制委員会
- 広報委員会
- 公益事業委員会
- 厚生委員会

委員長:高宮英輝
副委員長:竹股克之
副委員長:鳥居佐智子
副委員長:細井真一
担当副会長:坂本哲
※副会長が1人、委員会の担当となる。

写真左上から: 宿谷FP保険事務所 宿谷勝日/(株)ライブプロデュース 中島浩二/(株)書原 上村ともえ/シンコー産業(株) 村上義政/
 (協組)ピーエフ 村上直美/(株)四季建築設計事務所 坂本哲 担当副会長/(有)経堂ケアサービス 鳥居佐智子 副委員長/
 EDAM一級建築士事務所 竹股克之 副委員長/(有)ヒラツカ 平塚早苗/(有)ガットデザイン 細井真一 副委員長/岡本企画 岡本のぶ子/
 高宮株式会社 高宮英輝 委員長

北沢法人会には6つの委員会があり、それぞれが会の活動・維持・発展に大変寄与しているのですが、委員会に所属していない一般の会員、また、委員でも他の委員会を知らない場合、その委員会にどんな役割があるのか、どういった活動を行っているのかなどよくわからないようです。そこで各委員会をめぐり、お話しを聞き理解を深めようというのがこの「委員会めぐり」企画です。

委員会めぐり最終回

高宮:今日はお忙しい中集まっていたいただきましてありがとうございます。

各委員会をめぐり、さまざまなお話しをうかがってきました「ほうじん北沢」インタビュー特集、「委員会めぐり」ですが、あまり取り上げられない“委員会”に焦点をあて、好評を得てきたと思っております。

さて、いよいよ最終回の6番目は、私たち「広報委員会」になります。ざっくばらんに話していけたらと思います。では自己紹介からです。

高宮:広報委員長の高宮です。桜上水支部です。企業のユニフォーム製造の会社です。

鳥居:鳥居です、経堂支部です。広報副委員長をさせていただいています。他に、公益事業委員会にも所属しています。女性部会の活動もさせていただいています。(有)経堂ケアサービスという会社で、家政婦さんの紹介・家事代行・ハウスクリー

ニングを行っています。
 坂本:担当副会長の坂本です。明大前支部です。(株)四季建築設計事務所をやっております。皆さん、今日はよろしくお願ひします。

村上義政:千歳台・船橋支部の村上義政です。シンコー産業(株)でパンの袋などの包装材料の卸しの会社です。よろしくお願ひします。

上村:給田・北鳥山支部の上村です。広報委員会に入って10年経ちます。家業は本屋をやっていましたが今は店舗は閉めています。

中島:中島です。住まいは経堂ですが梅丘支部に所属しています。5年ほど前に法人会に入りました。(株)ライブプロデュースという出版から立ち上った会社です。よろしくお願ひします。

竹股:今、副委員長をさせていただいています。前委員長で、10年くらいやっていました。EDAM一級建築事務所をやっております。

村上直美:村上直美です。千歳台・船橋支部で夫と一緒に



広報委員をやっております。(協組)ビーエフという高速道路の割引カードと燃料カードを個人事業主へ推進する仕事をしています。

宿谷:経堂支部の宿谷です。広報委員には6年前くらいに任命されましたが3年くらい前から積極的に活動するようになりました。宿谷FP保険事務所で相続や事業承継を中心にやっております。よろしくお願いします。

岡本:岡本です。区議をやっております。広報誌を通じて区政の情報の発信をできたらと思いやらせていただいています。

高宮:ありがとうございます。では委員会の事業についてですが、まずは、前委員長でもある竹股さんいかがでしょう。

以前は毎月発行していた広報誌

竹股:広報誌の冊子を出版するのが主な活動なんですけど、以前は、会報紙として毎月出していて大変な状況だったんですが、公益社団になってからは、公益性を高めるために広報誌という位置付けに変わり2ヶ月に1度の発行になりました。それでも2ヶ月に1度も大変なんですけど、その間、広報委員長をやっていて思ったことが広報誌になった時点で北沢法人会の最前線のPR活動だと思ってやっけていて、刷新をしなければならぬ考え、編集のやり方を変えとか、内容もそれまでを継承しつつも見やすくするなど行ってきたところなんです。

また、広報誌に追われていてなかなか手が回らないのですが北沢法人会をPRするために外に向かった活動も本来はやらなければならないと考えています。

具体的には、小田急線からよく見える、法人会館の窓面の媒体としての刷新と活用ですね。

高宮:今、3階の窓ってパソコン教室の看板はどうなっていたんでしたっけ?

鳥居:看板は今はないですね。広報誌以外の活動として記念誌の発行をやってますよね。この前が「創立55周年・公益社団化10周年」で発行でしたね。

内容を充実させるために出来る事

細井:毎月発行って大変だったでしょうね。

竹股:内容もだんだん通り一遍になってきて、なかなか煮詰めていく時間がなかったですね。内容を充実させるんだら2ヶ月に1回くらいにしないと、ということだったんです。

鳥居:年6回になった時はすごく楽になったと思いました。

坂本:毎月のノルマが優先してきて目的が違ってきてたんですね。2ヶ月に1回も大変だと思うんですけど、1シーズンに1回とかはどうなんでしょう?

竹股:3ヶ月に1回にして特集やインタビューなど、内容を濃くしていくのが良いのではという話も出てたんですけど、毎月ある法人会の活動とずれていくので、それはどうかとなりましたね。

坂本:一般の方や、また会員もでしょうが、北沢法人会がどういった活動をやっているのか知らないでしょうから、内外共に広報誌によって初めて理解していただけることもあるので、法人会の活動を発信していく上ですごく重要ですね。

上村:そうですね。時系列で法人会の活動を理解してもらえるのが良いと思いますね。一般の方に知ってもらう広告の役目になっていると思いますね。出す回数は皆で話して行けばいいんですけど、読む方としてはそう思いますね。

少しずつでも変えて行く

高宮:内容についても情報誌のようにしようといった案も出ましたが、やはり公益社団のくくりもありますので、その中でどうするかですね。2ヶ月に1回しか話し合う機会がないとも言えるの

で、一気に変えるのは難しいですから、そのなかで少しずつやっけて行こうと思っています。次の特集も皆さん意見を出し合っけて進めて行きましたから非常に感謝しています。

細井:そういった意味では特集を始めたのは転換点だったと思いますね。決まるまで2~3年かかりましたね。

竹股:そうだったね。

上村:支部の事とか委員会のことを取り上げたのは、法人会の中にいてもわからなかったことを知ることができたので、私はとても良かったと思いますね。

高宮:広報委員会の活動はやはり、年6回の広報誌の発行と節目節目の記念誌の発行が主になりますが他にもありますか?

今後の課題

竹股:今の会則ではホームページも関わってきていて、一度リニューアルした事もあったのですが、現状は色んな要望が上がってきていてITプロジェクトチームを立上げて、SNSも含めてそこでやっていくことになってきていますね。

坂本:ホームページに関しては、今HPリニューアルチームとしてのメンバーを募っている段階ですね。

中島:今後HPリニューアルチームが立ち上がって、リニューアルされていくと、ホームページとの連動が大切になっていくと思います。紙媒体だと速報性に欠けるので、ホームページと連動することでお互いに補いあっているのではないのでしょうか。

高宮:来年度からHPリニューアルチームがたちあがるので、ぜひ連動していきたいですね。

細井:これからは、もっとSNSを活用していても良いんじゃないでしょうか。速報性を補う事もできますから。

高宮:今後の課題や目標としてはそういったことが出てくるんじゃないかな。

高宮:広報委員会に入ってどうでしたか?

上村:私は50年以上会員です。支部で広報委員をまかされて委員会に入ったのですが、それまではわからなかった事を知ることができて良かったかなと思っています。

高宮:私もですが、広報委員会に入ったことによって、他の支部の事もわかるようになってきたので良かった事ですね。

上村:そうですね。

村上直美:私は、昔広報委員だった方と親しくなる機会がありましたね。

宿谷:私は皆さんが頑張る姿を見ていて自分もやんなきゃ、って思いましたね。

坂本:私自身、初めて広報委員会に参加しての印象は、2ヶ月に1回の広報誌の発行が待たなしに来るのですごく大変だなと思うんですが、皆さん毎回毎回それに合わせて会議して熱心に進めていってすごいなと感じていますね。

それと、広報委員だからだと思うんですけど、皆さん、各委員会の行事やメンバーを把握されている。また、支部も支部長や担当を把握されていて、皆さんすごいな、と。他の委員とまた違った苦勞とやりがいがあるのかなと感じました。

高宮:広報委員会としてはやはり広報誌の発行に特化した委員会ですが、他の委員会経験者が、2ヶ月に1回出すことを評価して下さると知ってうれしく思います。

成果物として目に見えるのでやりがいもあるんだと思います。これからも竹股さんが紡いできたものをみなさんに協力してもらって、少しでも良いものに出来たらと思います。本日はありがとうございました。

また、広報誌の取材に協力いただいた皆様にも感謝いたします。これから新しい特集も始まる予定です。みな様のご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年2月15日(土) / 参加者41名 / 場所: 羽根木公園

第46回

梅まつり
税金クイズ

税金クイズ



9時に集合して準備開始。用意したクイズ用紙はすべて使われた。

金子税務署長、飯野会長も税金クイズをアテンド。

令和7年2月15日(土)に羽根木公園官公署PRコーナーにて10時より今年も税金クイズを行いました。お手伝いの参加41名、クイズは大人用800名分、こども用100名分準備しました。

駐輪場から会場に階段を登りながら白や淡いピンク、濃いピンクなどの梅を眺めながら、お天気に恵まれて暖かく気持ちの良い日でした。今年はブースが広くなりテーブルに着席してクイズに記入する事も出来たり、QRコードを読み取りスマホで回答する事も出来て便利になりました。景品は5問中全問正解でバンジーの苗か文具セット、4問正解は文具2品、3問以下でも文房具か軍手がもらえるので開始時間前から多くの方が

並ばれました。

参加者は小さなお子様連れやご年配の方が多く、若い方や海外旅行中かな、という方もちらほら。北沢税務署長様はじめ税務署職員の皆様、イータ君も参加していただきありがとうございました。

多くの女性部会員さんと多くの会員さんのご協力により順調にクイズが実施され、14時前には撤収出来ました。皆の笑顔が見られて今年も大成功でした。

(女性部会幹事 経堂支部副支部長 広報委員会副委員長 公益事業委員会副委員長 鳥居佐智子)



大盛況の税金クイズ、景品交換の行列もでき、急ぎよ最後尾のパネルを用意。

北沢法人会社団化35周年記念植樹も、紅梅があざやかに咲いた。

建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談

株式会社
四季建築設計事務所

代表取締役 坂本 哲

〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL:03-3328-1117 FAX:03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング
株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
バインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 丈史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686



株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南烏山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411 / ご注文ダイヤル 0120-87-2040

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員試験(採用NAVI)



◆ 採用関係お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

※令和6年度の実施状況

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級)
受験資格	1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者 2 平成16年4月2日以降生まれの者に次に掲げるもの ・ 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者 ・ 人事院が上記・に掲げる者と同等の資格があると認める者	1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年2月20日(木)9時～3月24日(月)[受信有効]	令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)[受信有効]	令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)[受信有効]	令和6年7月22日(月)9時～8月13日(月)[受信有効]
1次試験	令和7年5月25日(日)	令和7年9月7日(日)	令和7年9月7日(日)	令和6年9月29日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式)	基礎能力試験(多肢選択式)
	専門試験(多肢選択式)		適性試験(多肢選択式)	経験論文試験
	[必須] 民法・商法、会計学 [選択必須] 民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会計学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語	作文試験	
専門試験(記述式)				
	憲法、民法、経済学、会計学、社会学	科学技術に関連する領域		
2次試験	令和7年6月23日(月)～7月4日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和6年11月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)又は10日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査	人物試験、身体検査	人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				令和6年11月下旬又は12月上旬で指定する1日
				総合評価面接試験
合格発表	令和7年8月12日(火)	令和7年11月18日(火)	令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。
令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

R6.06

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!

メリット②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**
※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば
**何度でも
印刷・使用可能!**

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで
請求から受取までの流れ

ステップ1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>

法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>

ステップ2 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。

マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。

留意点 ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取

STEP 01

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP 02

税務署窓口で本人確認

- 本人**
- 本人確認書類(運転免許証など)※1
 - 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

- 代理人**
- 委任状
 - 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
 - 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP 03

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円



STEP 04

納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取

請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。
※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して**手数料及び郵送料を納付する**必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、**納税証明書が取得不要**の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、**納税情報の添付自動化**(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)がご利用いただけます。
詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

デジタル庁 調達ポータル
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101



国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No. 29 **ペンギン先生の居眠り法律相談所** 弁護士 水口 瑛介

「用心に国滅びず??」の巻

ビストロ「ファブル」にて

店主佐藤:ペンギン先生、ずいぶんお久しぶりですね!

あれ…もしかして、ちょっと痩せられました…??

ペンギン先生:そうですね、

実は新年早々インフルエンザにかかってしましまして、2週間ほど食欲が全然戻らず、7キロも痩せてしまったんです。

今年の目標はダイエットだったんですけど、期せずして達成してしまいましたよ…。

佐藤:それは大変でしたね…。もう大丈夫なんですか??

消化に良いメニューでも考えてみましょうかね。

ペ:もう全然大丈夫ですし、ダイエットの必要もありませんからね、今日は食べますよ~!

しかし、大将、しばらく来ないうちに、お取り寄せ通販メニューが随分と増えたらいいじゃないですか。

佐藤:そうですね、おかげさまで、

大人気メニューの鴨のローストの売れ行きも好調ですし、最近では牛頬肉の赤ワイン煮込みも大人気!

さすがに私も手が回らないので、近々通販部門を切り離して子会社を新しく設立しようと思ってるんです。

ペ:そうですね、それは素晴らしいですね。

新会社の代表は誰かにお願いするんですか?

佐藤:それが、実は、あそこでワインをお客さんに注いでくれている、リノさんをお願いしようと思ってるんですよ。

高校生の時にアルバイトとしてうちに入って、高校卒業後に社員になって、それからずっと頑張ってくれていて。

ペ:へへ、そうですね!いやー、感じの良い、中条あやみに似た可愛いお嬢さんだとは思ってましたけど、まさか新社長とはねえ!でも、まだ随分と若いんじゃないですか??

佐藤:まだ22歳なんですよ。

でも、非常に気が回るし、頭もよくて、人望もあるんです。年齢なんて関係ないですよ。私だって、この店を立ち上げたのは20代の頃です。

ペ:いやー、すごいですね。

司法試験に合格したのが30代だった私には眩し過ぎます…。

佐藤:先生も結構苦労されてるんですね…。

ペ:…そ、それはともかくとして、大抜擢ですねえ。

佐藤:ただ、一つ心配があって。

リノさんはInstagramのフォロワーが3万人くらいいて、ちょっとした有名人なんです。

普段はフォロワーの方がお店にお客さんとして来てくれたりするので助かってるんですが、代表取締役となると、住所が会社の登記事項証明書なんかに出してしまいますよね?

若い女性ですから、変な人が自宅まで来たりしないか、心配で…。

ペ:確かに代表取締役の住所は登記事項証明書に載りますよね。しかも、登記事項証明書は誰でも簡単に取得できますからね。

そのような危険は確かにありますよね。

ただ、実は昨年10月に商業登記規則等の一部を改正する省令が施行されて、プライバシーの観点から、代表取締役等の住所の一部を非表示とする措置(代表取締役等の住所非表示(非公開)措置)の申出が認められるようになったんです。

佐藤:え、そうなんですか?住所の一部って??

ペ:このあたりにお住まいだったら、「東京都世田谷区」までしか表示されないようにできるということです。

佐藤:それだったら住所の特定はできませんね。

ペ:ただ、この措置がとられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないことになってしまうので、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じてしまうなど、一定の影響が生じるのではないかとされています。

このあたりは注意が必要ではありますね。

佐藤:新会社で融資を受けるつもりは当分ないですし、全く問題ありません。

これで安心してリノさんに代表取締役のオファーができます。

ペ:それならよかったです、新会社、楽しみですですね~。

佐藤:先生、ありがとうございます。そんなつもりなかったんですけど、なんだか相談に乗ってもらっちゃって…。

ささやかですが、お取り寄せ通販メニューの新作をいくつかお送りしておきますね。

ペ:なんと!ありがとうございます!住所は東京都世田谷区です!

佐藤:…(プライバシー)…。

執筆者紹介

アーティファクト法律事務所

弁護士 水口 瑛介

155-0031 東京都世田谷区北沢2-11-15
ミカン下北A街区4階



ウェブサイトURL: <https://artifact.law>
メールアドレス: mizuguchi@artifact.law

今回は当会下北沢支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。

※ペンギン先生に聴いてみたい、ご興味のあるテーマなどありましたら事務局までMailかFaxを。

ほうじん北沢 2・3月号

海外取引に係る消費税の取扱い

【質問】

当社は、機械の組立・据付工事を事業として行っている会社です。今回、日本の取引先が、その製造した機械を海外の会社に販売しました。それに伴い、その日本の取引先から、その海外での据え付け工事の依頼が当社に依頼がありました。そこで、当社は海外に当社従業員を1週間派遣しました。そして、無事に工事が終了したので、当社は、この海外での工事を請け、当社に発注してきた日本の取引先に以下の請求をしました。

据え付け工事の対価200万円+消費税20万円=220万円(税込)ところが、その取引先からは、今回の取引については消費税が生じない取引であることから、その対価請求額は、200万円ではないかと問い合わせがありました。

当該取引先の主張は正しいのでしょうか。

【回答】

上記の役務の提供は国外で行われているため、国外取引に該当し、消費税は不課税となります。確かに、据え付け工事の依頼をした会社は、その所在地が日本にあるのですが、実際に据え付け工事を行ったのが、海外であるからです。

そこで、消費税法をみると、次のように規定されていることが判ります。

消費税法基本通達 5-7-15 役務の提供に係る内外判定

消費税法において規定する役務の提供が行われた場所とは、現実に役務の提供があった場所として具体的な場所を特定できる場合にはその場所をいうのであり、具体的な場所を特定できない場合であっても役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所があるときは、その場所をいうものとする。

では、見ていきましょう。消費税の課税の対象となる取引は、「国内」において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等が該当します。つまり、国外で行われた取引については、消費税の課税の対象とはなりません。

役務の提供の場合は、一定の取引についての例外はありますが、原則として、その役務の提供が行われた場所で、国内取引かどうかを判定します。

今回の事例の取引である据え付け工事は、役務の提供に該当しますね。そして、その据え付け工事を行った場所は、国外です。そこで、役務の提供が行われた場所が国外であることから消費税は課税されません。

この取り扱いを、消費税法では、「不課税取引」に区分しています。

次に、「不課税取引」は、どのようなものか見ていくことにします。

・そもそも消費税の対象外であるのが「不課税取引」

消費税は、国内の事業者が対価を得るためにモノ・サービスを提供する場合に発生するものです。そこで、国外での消費、無償の寄付・贈与、あるいは出資に対する配当などは消費税の対象外であ

り、不課税取引となります。

次に、不課税取引と間違いやすい「輸出免税取引」について見ていきます。

・「輸出免税取引」

事業者が国内で商品などを販売する場合には、原則として消費税がかかります。

しかし、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは輸出先の相手は外国であり、輸出したモノ・サービスを消費する外国の相手は、日本の法律の施行地外であるので、消費税を課することができないため、消費税を免除するというものです。

以上に述べた「不課税取引」と「輸出免税取引」には、実は大きな違いがあります。

まず、「輸出免税」ですが、輸出取引はその売上対価の請求先が、日本の法律の施行地外であることから、輸出先の国外の相手から日本の消費税を受取ることはできません。

その一方で、輸出するモノ・サービスは日本国内で生産・調達等されていますから、その生産・調達等の対価の支払いをするときには、消費税を支払います。すなわち、生産・調達等に対応する課税仕入れには、消費税および地方消費税の支払額が含まれています。この課税仕入れの金額には、商品などの棚卸資産の購入代金のほか、その輸出取引を行うのに必要な事務用品の購入や交際費、広告宣伝費などの経費なども含まれます。

消費税の納税額は、「受取った消費税」-「支払った消費税」で計算します。

そのため、輸出の場合には、
「受取った消費税 0円」-「支払った消費税 ××円」=△××円となることから、輸出をした場合には、消費税が還付されることになります。

すなわち、課税仕入れに含まれる消費税および地方消費税の額は申告の際に仕入税額の控除をすることができるので、輸出をした場合には、消費税が還付されることになります。

では、「不課税取引」の場合は、どうでしょうか。今回の事例では、据え付け工事という役務の提供は海外で行われていることから、消費税を受取ることはできません。では、経費等の支払いについては、というと、工事を行っているのは海外ですから、宿泊費などの経費には日本の消費税は課されていません。そこで、全く消費税とは関係のない取引、すなわち、「そもそも消費税の対象外となる取引」となります。ですから、消費税が還付されるというような事とは、無関係になります。受取った消費税は0円ですし、支払った消費税も0円だからです。

以上、述べて参りましたが、海外との取引においては、消費税の取扱いには留意すべき点があります。今回は、紙面の関係上、1つの事例を取り上げて解説しましたが、また機会がありましたら、海外取引と消費税について述べてみたいと思います。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士:川辺洋二
・事務所:川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話:03-5433-8380
http://kawabe-kaikei.com/

・主な著作:「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
・主な講演先:早稲田大学・日本FP協会



育児介護休業法 改正のポイント

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などを目的に、改正・育児介護休業法が今年の4月1日から段階的に施行されます。

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けて

① 子の看護等休暇

子の看護休暇について、次のように変更されます。

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲を拡大	小学校就業の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得理由の拡大	病気・ケガ 予防接種・健康診断	(追加) 感染症に伴う学級閉鎖等 入園(入学)式、卒業式
労使協定による継続雇用期間6月未満除外規定の廃止	・週の所定労働日数が2日以下 ・継続雇用6カ月未満	・週の所定労働日数が2日以下
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

② 所定外労働の制限(残業免除)の拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度の代替措置にテレワークを追加

短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務がある場合、その業務に従事する労働者に対して、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講じますが、その措置にテレワークが追加されました。

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加	・育児休業に関する制度に準ずる措置 ・始業時刻の変更等	・育児休業に関する制度に準ずる措置 ・始業時刻の変更等 ・テレワーク

④ 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務になります。

2. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

今までは、従業員数1,000人超の企業に義務とされていた男性の「育児休業等の取得率」又は「育児休業等と育児目的の休暇の取得率」の公表が300人超の企業へ拡大されます。

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

3. 介護離職防止・仕事と介護の両立支援制度の強化

① 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

子の看護等休暇と同様、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止されます。

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6月未満除外規定の廃止	・週の所定労働日数が2日以下 ・継続雇用6カ月未満	・週の所定労働日数が2日以下

② 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、いずれか措置を講じなければなりません。

介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
相談窓口の設置
両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

③ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	
・介護休業に関する制度、介護両立支援制度等	
・介護休業・介護両立支援制度等の申出先	
・介護休業給付金に関すること	

④ 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

情報提供期間	
・労働者が40歳の誕生日前日の属する年度(1年間)	
・労働者が40歳の誕生日から1年間 (いずれか)	

情報提供事項	
・介護休業に関する制度、介護両立支援制度等	
・介護休業・介護両立支援制度等の申出先	
・介護休業給付金に関すること	

⑤ 介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務になります。

4. 今後の改正

10月1日から「柔軟な働き方を実現するための措置等」や「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」といった内容も盛り込まれてきます。



レジリエンス社会保険労務士法人
Resilience 社会保険労務士
レジリエンス社会保険労務士法人 斉藤 信之

〒154-0017 東京都世田谷区北沢1-33-2
TEL. **03-6407-9307**
Email: **info@resilience-sr.jp**
URL: **https://www.resilience-sr.jp**



令和6年度青年部会全体連絡会議

2月4日(火)ハイアットリージェンシー東京にて開催されました、令和6年度青年部会全体連絡会議に、北沢法人会青年部会として12人とともに、参加して参りました。全法連の杉本副会長、社会学者の古市憲寿氏からご講演頂きましたが、中でも、東法連青連協副会長、我々が「富澤副会長」の会員増強に対する熱いスピーチは、大盛り上がりとなりました。

既にご承知いただいている方も多いと思いますが、北沢法人会青年部会としての会員増強は、全国で12位、東京で2位でした。この実績をもって、会員増強についてスピーチをいただきました。

全ての団体・組織が直面している少子高齢化問題。会員増強まならない中、北沢の取り組みを東法連で発表されたこと、北沢の一員として誇りに思う瞬間であり、その内容に感銘を受けました。

スピーチの中では、藤井会員のオーダーメイドスーツ(富澤副会長当日着用)、佐々木会員の全法連PR動画が盛り込まれ、副会長らしい仲間想いのトークがあり、また、私が提唱した、

「富澤イズム」もご紹介いただきました。その内容は、長年会員増強に取り組んできた富澤副会長の姿勢が、後輩に伝播し、北沢法人会青年部会としての「文化」となっている。「文化」である以上、今後も脈々と継承されていくといった内容です。

今後もこの「富澤イズム」をしっかりと継承し、地域に根ざした活動を行いながら、新たな仲間を受け入れる許容・多様性を大切にしたいと、講和を聞きながら強く決意致しました。

3部構成の締めくくりは、大懇親会。200名以上のご出席の中、にぎにぎしく開催され、他単位会と交流を深めて参りました。改めて、同世代が集う青年部会の、意義・意味をかみしめ楽しく参加させていただきました。本部役員、会員皆様のご厚意で青年部会は自由に楽しく活動させていただいております。改めて皆様に感謝を申し上げますとともに、学ばせていただきました知見を、法人会活動に活かせるよう、青年部会皆で努力させていただきます。今後とも、ご指導いただけますと幸いです。

(青年部会長 中村大路)

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、地域社会の安心と安全を守ります。

エレベーターメンテナンス・防災
アイテック ツーフォー
株式会社 i-tec24

代表取締役 **岩本由起子**

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240

各種広告デザイン
GATT Design
有限会社ガットデザイン

代表取締役 **細井 眞一**

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

税に関する絵はがきコンクール 公益社団法人北沢法人会『最優秀賞』受賞作品

<p>●第1回(平成23年度)</p> <p>●第2回(平成24年度)</p> <p>●第3回(平成25年度)</p> <p>●第4回(平成26年度)</p> <p>「全法連女連協会賞」受賞</p>	<p>●第5回(平成27年度)</p> <p>「東法連女連協会賞」受賞</p> <p>●第6回(平成28年度)</p> <p>「全法連女連協会賞」・「東京都知事賞」受賞</p> <p>●第7回(平成29年度)</p> <p>「東京都知事賞」受賞</p> <p>●第8回(平成30年度)</p> <p>「東京都知事賞」受賞</p>
<p>●第9回(令和元年度)</p> <p>●第10回(令和2年度)</p> <p>●第11回(令和3年度)</p> <p>「東法連女連協優秀賞」受賞</p> <p>●第12回(令和4年度)</p> <p>「東京国税局長賞」・「全法連女連協優秀賞」受賞</p>	<p>●第13回(令和5年度)</p> <p>東京都知事賞・東法連女連協会賞</p> <p>●第14回(令和6年度)</p> <p>令和6年度東法連女連協「税に関する絵はがきコンクール」で北沢法人会の最優秀作品が「東京国税局長賞・全法連女連協会賞」に選出されました。</p> <p>城山小学校 6年 松本澤珠さんの作品</p>

代沢・代田支部

(株)ヤマザキ治療院代表取締役 **山崎勝朗**

住所:世田谷区代田2-36-21-1F 電話:03-6314-3031 休日:水、日、祝日 施術時間10:00~19:00 ※最終受付17:00 要予約
下北沢に新たに治療院ができました。

つらい肩こりや膝・腰の痛みでお悩みはございませんか?
これらの慢性的な辛い痛みの多くは、日常生活やお仕事での不自然な姿勢や同じ動作の繰り返し、また、運動不足による筋力の低下などの様々な原因が組み合わされて、少しずつ長い年月をかけて起きる筋力の偏りによって身体が歪み、筋肉の拘縮(コリ)が血流を阻害し、全身のバランスが崩れることで起こります。慢性痛は、一時的に痛みを感じなくなることはあっても、放置し

て治ることはありません。
当院では、長年に渡り弘明堂治療院(西武新宿線武蔵関駅前)にて修行した院長が、はり・きゅうと指圧を中心に、症状に応じたオーダーメイドの全身治療を行うことで、痛みの原因となる筋肉のコリを緩め、血流を良くし、身体の歪みを取ることで改善させます。鍼灸治療は、辛い痛みの解消だけでなく、もって生まれた免疫力が高まり、病気に対する抵抗力も向上すると言われてます。ぜひ、この機会に一度、当院の鍼灸治療をお試しください。



投稿コーナー

「私のイチオシ」

- ・自慢のペットのイチオシ写真!・イチオシの趣味!
- ・イチオシのスイーツやランチ! あなたのイチオシをお送りください!!

投稿方法 投稿したい画像や文章に以下を添えて事務局へ

①お名前もしくはペンネーム ②コメント等 ③連絡先(住所・電話番号など、掲載はいたしません、無くて可)を添えて、北沢法人会・事務局へメール or ファックスなどでお送りください。

Fax▶03-5450-7122 Mail▶info@kitazawahoujinkai.or.jp Mail QR▶



募集中!!!
投稿

明大前支部 副支部長 広報委員 山崎聖鏡

今頃お正月の話で恐縮ですが...区の広報「せたがや」で見つけた「区民元旦あるこう会 好きな場所から総合運動場体育館前まであるこう!(無料)」に初めて参加してみました。自宅から50分かけてゴール!参加賞は干支の根付とお箸。ちょっと風が強くて寒かったけれど、元旦からウォーキングで健康的な1年になりますように。公益財団法人世田谷スポーツ振興財団の主催でした。皆様お忙しいでしょうが、区の広報や、この「ほうじん北沢」はチェックした方が良いでしょう!お得な情報が載っています。もうひとつ、お正月休みにシャンパンのふた?でミニテーブルセットを作りました。可愛い〜と自画自賛。下はコケリウムです。東京農業大学グリーンアカデミーで作りました。ガラス瓶の中に3種類の苔を入れて出来上がり。密閉したままお世話いらするので、ずぼらな私にぴったりです。



新年会

おしゃべり夢中で
美味忘れ

楓州(ふうしゅう)

友九十

えーッ
我が歳も
思い出し

楓州(ふうしゅう)

千歳台、船橋支部 山崎富美子

明大前支部

第2回公開税務研修会

講師:トータルパートナー(株) 菅原靖 様

12月23日(月) / 参加者:16名 / 場所:昭和信用金庫明大前支店3F会議室
ZOHM DREAM DINER / 参加者18名

公開税務研修会の講師はトータルパートナー(株)代表取締役 菅原靖先生(明大前支部 副支部長)で、「カーボンニュートラルと税制優遇措置」についてのお話でした。

最近よく耳にする「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量から植林等による吸収量を差し引いてゼロにすることです。

日本では化石エネルギーから、クリーンエネルギー中心へ転換することをGX(グリーントランスフォーメーション)と位置づけ、GXに向けて企業が投資することを促しています。

公的な補助金だけでなく、民間の金融機関からの借入れなども実施して、今後10年間で150兆円超の官民投資を掲げているそうです。生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入には税額控除などの優遇があります。

温室効果ガス排出量のうち1~2割弱を中小企業が占めるので、中小企業の取り組みも必要不可欠です。自社の現状を認識してカーボンニュートラルを実現する方策を示すことが企

業のアピールにつながります。

岩本支部長からは明大前支部として環境問題に取り組みたいと話されました。

都へ提出する地球温暖化対策報告書を、支部からは10社が提出しています。報告だけでなく、メーター等で確認することが大切です。例えば在宅勤務なら会社の光熱費を下げることができます。本日の研修会を、省エネ等を考えて行動するきっかけにしてほしいです。

その後はズームドリームダイナーに場所を移して、大クリスマス忘年会。深見サンタさんの素晴らしいホスピタリティで大変楽しい会となりました。プレゼント交換では自己紹介+プレゼントを選んだ理由などたっぷり語ってもらいました。

クリスマスソングと「明大前支部の歌」を歌ってお開きとなりました。初めて参加された方からも皆さん仲良しですね!とのお声をいただくことができました。

(明大前支部 副支部長 広報委員 山崎聖鏡)



会員会議

1月27日(月) / 参加者:9名 / 場所:北沢法人会館 会議室

法人会の役員改選は2年ごとで、令和7年度に改選があり、6月から新役員になります。それに向けての話し合いをしました。新しい会員の方にもぜひ加わってほしいとの思いを込めてお誘いしてみることにしました。

その後2月4日の明大前支部・梅丘支部の合同懇談会の確認や、各委員会からの報告をして終わりました。 (明大前支部 副支部長 広報委員 山崎聖鏡)



下北沢支部

新年会

2月5日(水) / 参加:44名 / 場所:中華居酒屋「135」イサゴ

コロナ禍により、暫く新年会は開催していませんでしたが、今回久しぶりという事もあり、40人以上の方が参加して下さり大変に盛り上がりました。

特にここ数年の新入会のメンバーの若いパワーが爆発しています。飲み放題、食べ放題に舌鼓をうちながら、また、ジャン

ケン大会などの余興に、「楽しかった、また参加したい」と喜んで頂きました。

その若いメンバーのパワーをもらいながら、来年度も活気あふれる支部活動の推進と会員勧奨を支部一丸となって頑張る予定です。(下北沢支部長 飛田千賀子)

明大前支部・梅丘支部 合同

明大前支部・梅丘支部合同 地域別懇談会

2月4日(火) / 参加者:46名 / 場所:京王プラザホテル

恒例の地域別懇談会は、昨年より京王プラザホテル《スカイラウンジオーロラ》で開かれている。今回も明大前・梅丘支部合わせて46名参加の盛況となった。

岩本明大前支部長、善養寺副会長のあいさつの後、小野相談役の乾杯で開演。美味しい料理とお酒をいただき、デュオユニットAIRさんの歌と演奏に会場の雰囲気も和んだ。

そして今や定番となった「ベリーダンス」で盛り上がり、みんなで輪になり踊り歩き、「青春時代」を輪になって歌った「オペラシティ」の頃を彷彿とさせた。

最後に佐藤支部長のあいさつで締め、楽しい会も終わりとなった。(梅丘支部 副支部長 広報副委員長 細井真一)



代沢・代田支部

「代沢祭りにて税金クイズ」

2月8日(土) / 参加者:5名 / 場所:代沢小学校

代沢・代田支部では2月8日(土)税金クイズを、代沢祭りにて実施しました。

この祭りは、代沢小学校の創立145周年を記念して、代沢小学校の校庭と体育館を利用して開催されたものです。

当日は、たくさんの来場者があり、子供用のクイズは80枚用意したにもかかわらず、2時間ほどで終わってしまい後は大人用のクイズ30枚ほどを使って対応しました。

今の小学生は知識が豊富で、大人用のクイズでも5問中3問程度は正解でした。(代沢・代田支部長 望月章次)



「第2回公開税務研修」

2月18日(火) / 参加者:9名 / 場所:北沢法人会館大会議室

講師:北沢税務署 法人課税第一部門国税調査官 濱田拓真 様

代沢・代田支部では、2月18日(火)に本年度2回目の公開税務研修を北沢法人会館で実施しました。

講師は北沢税務署法人課税第一部門上席国税調査官 濱田拓真様をお願い、「令和6年度税制改正要望について～法人税・消費税～」について講演いただきました。

講演では、現在国会で話題になっている103万円の壁についてもご説明いただきました。

研修終了後は「梅江飯店」にて移動研修について話し合

い、落合貴之先生から国会議事堂の見学会のお話があり、江戸城の外堀(日本橋川・神田川)の舟下りと合わせた企画を組むことになりました。(代沢・代田支部長 望月章次)



南烏山・粕谷支部

第2回会員会議

1月15日(水) / 参加者:15名 / 場所:烏山区民センター第3会議室

南烏山・粕谷支部会を1月15日に烏山区民センターにて行いました。

支部役員候補の選出、第2回支部公開税務研修会開催、新会員の紹介などを協議しました。公開税務研修会は3月18日に

東京ハートクリニック桑原先生に講演をお願いすることになりました。その後、懇親会をネパールインド料理KCで行いました。(南烏山・粕谷支部 幹事 広報委員 米戸誠治)



桜上水支部

「第3回会員会議・新年会」

1月28日(火) / 出席者:22名 / 場所:桜上水 ティファニー

桜上水のティファニーにて会員会議と新年会を開催しました。会員会議では来期の事業計画や役員・幹事候補について話し合いをしました。役員を引き受けていただける方が減ってきているので会員増強や既存会員へ参加の声かけなどが今後の課題となりました。

新年会は少し早めのスタートとなり徐々に参加者が増えていくにつれ一転して賑やかな雰囲気となりました。初参加の方や青年部の若者も参加、飛び入り参加の方もいらっしゃいました。毎年恒例となっておりますが毎年微妙にルールが変わる内田支部長オリジナルくじ引き大会も開催されました。景品は全員分が用意されており、豪華な景品の特賞も複数あり、

たいへん盛り上がりました。(広報委員長 桜上水支部 副支部長 高宮英輝)



千歳台・船橋支部

「第2回公開税務研修会」

12月9日(月) / 参加者:38名(会員16名、一般22名) / 場所:カルチャーパビリオン平安・世田谷

講師:北沢税務署 法人課税第一部門国税調査官 濱田拓真 様

18時より、2024年度2回目の税務研修会が開催されました。

今回の講師は、北沢税務署法人課第一部門 濱田拓真国税調査官。テーマは、「インボイス制度」についてでした。新しい制度がスタートして約1年、明快な講話を聴きながら、配られた資料にメモしながら聞いていました。

その後は、恒例の勝ち抜き税金クイズでした。全問正解者でジャンケン。1位、2位、3位には、大きな鉢のお花がプレゼントされました。帰りには、全員が美味しいお弁当と素敵なお花の鉢植が全員に渡されました。

(千歳台・船橋支部 幹事 広報委員 村上直美)



「ちとふな商店街まつり」

12月15日(日) / 参加者:9名 / 場所:千歳船橋駅前広場

12月15日(日)12時より、小田急線千歳船橋駅前の広場で、「2024winterちとふなまつり」が開催されました。ちとふな商店街60周年で、鉄道ものまねの立川真司さん、民秋さん、カトリナ陽子さん、フラダンスのレイ・アロハさん達のステージが行われ、青空でしたが、北風吹く中、親子連れの方々が多数客席で、盛り上がりしていました。

模擬店は、焼鳥、焼きそば、たこ焼き、薫焼牛タン、うなぎの骨せんべい等出店されました。

私達のブースは、「子供税金クイズ」をしました。A4用紙に「むかし日本にあった税金はなんでしょう」の質問に、①うさぎ税②たぬき税③きつね税、より正しいと思うものに○をもらう形式で3問。子供達がお父さんやお母さんと一緒に考えて、答え合わせをして、正解の「うさぎ税」に喜んだり、残念がったり、300名参加していただきました。

参加賞のお菓子も喜んでもらえました。

(千歳台・船橋支部 幹事 広報委員 村上直美)



給田・北烏山支部

会員会議・公開税務研修会・新年懇親会

講師:株JA東京中央
セレモニーセンター 監査役
丹野浩成 様

2月6日(木) / 「会員会議」「公開税務研修会」 / 参加者:11名 /
場所:JA東京中央ファーマーズマーケット千歳烏山3F会議室「リアン」
「新年懇親会」 / 参加者:13名 / 場所:松海寿司

2月6日木曜日16時から給田・北烏山支部の全体会議を開催しました。来年度の行事予定、役員人事、支部方針などについて打ち合わせをいたしました。

16時30分より公開税務研修会<「第2回「終活ノート」を活用するわかりやすい終活のすすめ」講師:丹野浩成先生>を開催しました。

昨年さらにより具体的に「終活」の手順や注意点など事例をもとに踏み込んだ講義内容となりました。

終了後は烏山商店街の松海寿司2Fに場所を移し新年懇親会を開催しました。(給田・北烏山支部支部長 宍戸邦啓)



女性部会

「新年会」

1月23日(木) / 参加者:27名 / 場所:Vin sante(ヴァンサンテ)

1月23日(木)心地よい冬晴れの日、女性部会「新年会」を北沢川緑道沿いにあるフレンチ&イタリアンレストラン Vin sante(ヴァンサンテ)にておこないました。

日頃から、女性部会を応援してくださっている松林久行顧問と高橋信義相談役にもご参加をいただきました。

松林顧問の乾杯に始まり、歓談を少し楽しんだ後、幹事の小池彩夏さんがバイオリンで素敵な曲をご披露くださり、女性部会にふさわしい優雅な新年の幕開けとなりました。

その後、松林顧問からはご出身の隠岐の歌のご披露、高橋相談役からは森巖寺の歴史についてのお話、みなさまから一言ずつご挨拶もあり、美味しいお食事をいただきながら楽しい

ひとときを過ごしました。
(事務局)



青年部会

租税教育活動検討会

1月14日(火) / 参加者:5名 / 場所:法人会館 2月 3日(月) / 参加者:6名 / 場所:法人会館

1/14、2/3の2回にわたり、租税教育活動検討会を行いました。青年部会では今年度より新事業として世田谷区内の小中学校向けの租税教室をスタート致しました。すでに3つの小学校にて租税教室の実績を積んで参りましたが、次年度に向けて内容をさらにブラッシュアップしていこう!という意気込みで、検討会を実施するに至りました。

今までは、途中途中で質問やクイズなどを取り入れてはいましたが、どうしても、講師から児童へ一方的に伝えるスタイルとなっていました。昨今、児童が参加する授業スタイルが求められているという情報も聞き、今後はグループワーク等を取り入

れて、租税教室の中での児童の発言機会を増やすような内容にしようという方向で話が進みました。

これから次年度に向けて研修会も増やして準備を進めていこうと思います。

(青年部会副部長 組織副委員長 東宏樹)



新春ボウリング大会

1月22日(水) / 参加者:14名 / 場所:経堂ボウル

新年1回目の青年部会、経堂ボウルさんにて「初投げ」を行いました。経堂ボウル支配人の宇那手さんは昨年末に青年部会ご入会の新入会員で、今回は会場、懇親会等でご協力を頂きました。

司会は渡辺亨さん。中村部会長お得意のコミカルな始球式で、いよいよ新春ボウリング大会スタートです!

今回は点数を競うというよりは、新入会の方々に多くご参加頂き、早く青年部会に馴染んでもらおうという企画でした。ボウ

リングをした後に懇親会というのはよくありますが、懇親会をしながらのボウリングはほぼ全員が初体験で、大盛り上がりです。

後半では、支配人の宇那手さんにもスペシャル参加をいただき、流石!!という投球を見せてくださいました。

青年部会はこのからのシーズン、租税教室やふくふくスタンプラリーなどイベントが目白押しですが、ボウリングを通じて会員同士の交流ができ、より一層団結力が強まったと感じました。

(青年部会副部長 組織副委員長 東宏樹)



「SKT連絡協議会」

2月6日(木) / 参加者19名(北沢11名) / 場所:北沢法人会館・梅丘寿司の美登利総本店

SKTは何の略でしょう。最近入会された方々をご存知ないかもしれません。Sは世田谷、Kは北沢、Tは玉川の略です。この地域には1つの税務署しかなかったのですが、会社も人口も急増したため、必要に応じて3つに増設され、今でも仲良く連絡を取り合っています。

今年度幹事会の北沢から11名、世田谷は小池副会長が伊藤女性部会長の代理として3名で参加、玉川は松野女性部会長ほか4名の参加でした。

今回は本会から善養寺副会長が来てくださり、挨拶をいただきました。女性部会の緊張感を感じてか、優しくお話してください、雰囲気も和らぎました。

第一部の「食品ロスについて」の講演会は、当会常任理事であり、(有)サステナブル・デザイン代表取締役の西原弘氏にお願いし、食品ロスの何が問題なのかについて学びました。地球上で飢餓に苦しんでいる人がいる中で、私たちの多くは良

質食品を廃棄しています。私たちは最小限かつ計画性を持った買い物の仕方が求められています。分かっているつもりですが、実際にはおろそかになってしまっているのが現状です。少しずつ努力していく思いを新たに、子どもたちにも伝えていく必要性を感じました。

第二部の意見交換会では、絵はがきコンクールの賞の増設の要望について、各法人会の対応や考え方を報告し合いました。

いち法人会では結論付けが難しい件については、相談しながら団結して進めていくことの大切さに気付ける有意義な会となりました。

第三部の懇談会は、梅丘寿司の美登利総本店に場所を移し、美味を味わいながら交流を深め、次回は玉川が幹事会であることを確認し、閉会となりました。

(女性部会 相談役 山崎富美子)

講師:(有)サステナブル・デザイン
代表取締役
西原弘 様



産業活性化拠点 HOME/WORK VILLAGE

広報委員会 経堂支部 副支部長 岡本のぶ子

納税をした税金がどのように活かされているのか？ただ、どのように調べれば良いのか分からないという方も多数いらっしゃると思います。世田谷区の令和7年度の予算は、2月～3月にかけて第1回区議会定例会の質疑を経て議決されますが、2月7日(金)に令和7年度一般会計当初予算(案)(3,996億1,700万円)が区長からプレス発表され、区のHPに掲載されましたので、今回は、経済・産業に関する新規の予算について耳より情報をご案内します。それは、この4月に開設予定の旧池尻中学校跡地を活用した産業活性化拠点(HOME/WORK VILLAGE)(予算額:1億878万円)についてです。その目的は、区内の既存産業に対する伴走型 の支援による再活性化を図ることや、DX やSDGsなど 社会経済環境の変化を前提として、新しい価値を創出する

事業者や人材を育成・確保し、区内産業のイノベーションを創出・加速することで、地域経済の持続的な発展を目指す拠点として機能させることにあります。今後、この拠点で次の3点に重点をおいて展開することになっています。

- ①世田谷区の産業の特性である暮らしを支え豊かにする 生活関連産業を活性化させる
 - ②社会課題に果敢に挑戦する人材やソーシャルビジネス の発展を図る
 - ③子どもや若者など未来の起業家を育成する
- 是非、区内事業者や区民の皆さまに大いにご活用いただければと思います。

お問い合わせ先:世田谷区経済産業部経済課
Tel. 03-3411-6653

税金ハ先生! 教えて!

問 ヨーロッパ各国でペットに対して課される税金はどれでしょうか。
A. 犬税 B. ねこ税 C. うさぎ税

※答えは下に!

皆さん、こんにちは。猫はこたつで丸くなる♪といいますが、今回はペットにまつわるクイズです。あたたかいお部屋で、クイズに挑みましょう。Let's try!

■答えA.犬税

ドイツ、オーストリア、オランダ、フランス、スイス、チェコなど、ヨーロッパの各国では犬に課税が課され、街に備えられている犬のフンを始末するエチケット袋の代りに税金が課されます。税金は、街に備えられている犬のフンを始末するエチケット袋の代りに税金が課されます。税金は、街に備えられている犬のフンを始末するエチケット袋の代りに税金が課されます。

税金クイズの答え

昭和信用金庫 サポートプラザ

毎月第2・3・4

水曜日

オンライン相談も可能です。

経営に関する

水曜日は

専門家相談会

相談料 無料

第2 水曜日

「税理士相談会」 相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容 事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3 水曜日

「弁護士相談会」 相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容 事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第4 水曜日

「社会保険労務士相談会」 相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容 社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

[相談時間] 第2・3・4水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします!

申込方法
お近くの店舗、または昭和信用金庫(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
[予約受付時間]
平日 9:00～17:00まで

相談料 無料

開催日 平日

時間 【完全予約制】 第2・3・4水曜日 13:00～15:00 (一回45分)

場所 シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣 世田谷区北沢2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

令和6年9月2日現在

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	

北沢法人会広報誌第378号
ほうじん北沢 2・3月号
令和7年3月1日発行
発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦
広報委員長:高宮 英輝
編集委員:竹股 克之
鳥居 佐智子 細井 真一

ミックス 責任ある水資源を使用した紙 FSC® C006410
Non-VOC INK 石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。

適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。

2025.03.01.2400